

事務連絡
令和3年8月4日

各都道府県
各市町村 保育担当課、障害児支援担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
内閣府子ども・子育て本部企業主導型保育事業等担当室
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「キッズ・ゾーンの設定状況の報告について」の調査結果及び
交通安全対策に関する継続的な検討の依頼について

保育施策及び障害児支援施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（令和3年8月4日）が交通安全対策に関する関係閣僚会議において決定され、その中で「令和元年6月に決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（以下「緊急対策」という。）につき、引き続き取組を行う」とされたところです。

緊急対策に基づき、各市町村（認可外保育施設にあっては、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市。以下「各市町村等」という。）におかれては、キッズ・ゾーンの設定を進めて頂いているところであり、その状況について、「キッズ・ゾーンの設定状況の報告について（依頼）」（令和3年2月10日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付、内閣府子ども・子育て本部企業主導型保育事業等担当室、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課、厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部障害福祉課連名事務連絡）により報告を依頼しておりましたが、今般、令和3年2月1日現在の設定状況について、別添のとおり取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

今回の調査結果においては、キッズ・ゾーンを設定している市区町村がある都道府県は半数以上でしたが、キッズ・ゾーンを設定している市区町村数及び施設数は少数に留まる結果となりました。今後、キッズ・ゾーンを設定する予定の施設も含め、引き続き設定に向けた検討を行う等、適切な交通安全対策を講じていただくようお願い申し上げます。

なお、本調査は令和4年2月1日時点の状況についても実施する予定ですので、ご承知おきください。

キッズ・ゾーンの設定状況について（令和3年2月1日現在）

○概要

・キッズ・ゾーンは、令和元年6月18日に決定された「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」に基づき、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準じて創設されたものであり、保育所等及び児童発達支援事業所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、施設の周囲半径500メートルを原則としてキッズ・ゾーンを設定し、キッズ・ガードの配置や路面の塗装等による注意喚起、具体的な交通安全対策を実施するもの。

○都道府県別の状況

設定している市町村がある	今後設定する予定の市町村がある	設定する予定はないが、他の交通安全対策を実施している市町村がある
32	14	1

○市町村別の状況（認可外保育施設・企業主導型保育事業については除く）

設定している	今後設定する予定がある	設定する予定はない			設定対象の施設がない
		他の交通安全対策を実施している	検討中・検討予定	その他(注)	
56	299	947	57	350	32

注:「その他」には、「園庭で遊ぶため、園外活動を実施していない」や「特に何もしていない」等が含まれている。

○施設別の状況

施設種別	設定している(注1)	今後設定する予定がある	設定する予定はない		
			他の交通安全対策を実施している	検討中・検討予定	その他(注3)
保育所・地域型保育事業所	427	3,959	16,907	1,843	8,025
認定こども園(保育所型・地方裁量型)	11				
認可外保育施設(うち企業主導型保育事業)	90(21)	1,336	6,219	700	5,791
児童発達支援事業所(医療型を含む。)(注2)	58	971	3,944	494	3,754
合計	586	6,266	27,070	3,037	17,570

注1:複数の施設等で同一の区域をキッズ・ゾーンに設定している場合は、いずれの施設等でも設定されているものとして算定されている。

注2:「児童発達支援事業所(医療型を含む。)」には、児童発達支援センターや指定発達支援医療機関が行う場合も含まれている。

注3:「その他」には、「園庭で遊ぶため、園外活動を実施していない」や「特に何もしていない」等が含まれている。

○キッズ・ゾーンにおいて実施されている取組例

- ・保育対策総合支援事業費補助金の「保育体制強化事業」を活用したキッズ・ガードを配置している。
- ・キッズ・ゾーン内の道路等に、当該箇所が保育所等の散歩道として利用されていることを示す標識や、保育所の存在を示す看板等を設置している。
- ・学校、保育園周り道路をゾーン30(時速30km規制)として表示し、自動車運転手に対する注意喚起を行っている。
- ・施設・公園の出入り口となっている道路の起点・終点に、運転手等への注意喚起のため、「キッズ・ゾーン」の文字を路面塗装している。
- ・歩道設置が困難な通園路等の歩行部分や、反対側の歩道へ横断する箇所等に着色している。

○キッズ・ゾーンを設定する予定はないが、他の交通安全対策を実施している取組例

- ・保育所等の周辺の道路において、保育所等の利用者等に注意すべき旨の表示(注意看板及び道路に「保育園あり」)等を行うなどの自動車の運転手等に対する注意喚起している。
- ・スクールゾーン内にキッズゾーンが位置しており、通学路に係る警察署・交通部局との連絡会議を開催し、危険と思われるゾーンがないか年1回合同点検を実施し、早期発見に努められるよう日頃から連携を進めている。
- ・危機管理マニュアルを策定し、それに基づき、散歩時における事故防止に努めており、散歩コースは極力、交通量の少ない道路や歩道がある道路を選定するとともに、散歩時においては日頃から保育士が歩道の状況や交通量の多寡、交差点での見通しなどに応じた安全確認に配慮している。